

議案第 70 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)の一部改正により、特別避難階段の構造に係る基準が改められたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項 1 及び第 43 条第 8 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項 1 中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。